

席上配布資料①

平成 26 年度第3回子ども子育て審議会

平成 26 年度第1回幼保基準部会「資料1」補足資料

平成 26 年度第2回幼保基準部会「資料1」関連

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方

～私立幼稚園・認定こども園に係る関係法令と運営の現状について～

解 説

- ・この資料は、幼稚園、認定こども園について、前回の幼保基準部会に提出した資料1の項目に沿い、関係法令と運営の現状を記載したもので、その補足説明資料となります。
- ・この基準は、市町村が、特定教育・保育を提供する施設について施設型給付費の支給対象であることの確認を行なうためのものです。
- ・特定教育・保育施設である幼稚園及び認定こども園は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例の基準を満たした施設です。

表中のマーク等について

国基準概要欄

- ・「●」：従うべき基準、「○」：参酌すべき基準

私立幼稚園の現状と関係法令欄

- ・「★」：幼稚園ヒアリングによる現状

幼保連携型認定こども園の認可基準等欄

【現 行】

- ・「◆」：現行の東京都認定こども園の認定要件に関する条例及び施行規則

【新制度】

- ・「新認定こども園法」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・「新認定こども園法施行規則」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）
- ・「幼保こども園基準」：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
(1) 利用定員に関する基準			
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 ● 利用定員は、法第 19 条に掲げる区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。 <p>① 1 号認定 満 3 歳以上</p> <p>② 2 号認定 満 3 歳以上</p> <p>③ 3 号認定 満 3 歳未満（満 1 歳未満、満 1 歳以上で区分）</p>		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
(2) 運営に関する基準			
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 ○ 利用申込者からの申出があった場合には、当該利用者の承諾を得て、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。 	★入園説明会時にしおり等により説明	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ● 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員 	★抽選や面接により選考	◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第17条(管理運営等) 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、両親のいずれかが死別、離別等により不在である家庭の子ども、保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子どもその他特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行い、かつ、区市町村、福祉事務所、

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>● 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>○ 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の</p>		<p>児童相談所、保健所等関係行政機関との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮するものとする。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	適切な措置を講じるものとする。		
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 		
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめること。 		
支給認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。 		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
心身の状況等の把握	○ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	<p>★家庭状況調査所等により把握。</p> <p>学校教育法第 12 条(健康診断等) 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>学校保健安全法第 13 条(児童生徒等の健康診断) 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。</p>	<p>新認定こども園法第 27 条(学校保健安全法の準用) 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号) 第三条から第十条まで、<u>第十三条</u>から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条から第三十条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>新認定こども園法施行規則第 27 条(学校保健安全法施行規則の準用) 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号) 第一条、第二条、<u>第五条第一項</u>、第六条第一項(第八号を除く。)及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項(第五号を除く。)、第十条から第二十四条まで、第二十八条並びに第二十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>学校保健安全法第 13 条(児童生徒等の健康診断) 学校においては、毎学年定期に、児童生徒</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			<p>等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章 第3 5</p> <p>(1) 健康支援</p> <p>ア健康状態や発育及び発達の状態の把握</p> <p>(ア) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>(イ) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>(ウ) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			<p>(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「要保護児童対策地域協議会」という。)で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>
<p>小学校等との連携</p>	<p>○ 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>★指導要録の送付、あるいは小学校との打ち合わせ等を実施。</p> <p>幼稚園教育要領第3章 第1 2 (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。</p> <p>学校教育法施行規則第24条(指導要録の作成) 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章 第2 10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則別表(第13条関係) 11 子どもの発達及び学びの連続性を確保す</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p>	<p>る観点から、小学校における教育への円滑な移行に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、小学校における教育との連携を通じてその質の向上を図ること。</p>
教育・保育の提供の記録	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	<p>★保育日誌で対応</p> <p>学校教育法施行規則第 24 条(指導要録の作成)</p> <p>校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p>	<p>新認定こども園法施行規則第 26 条(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) <u>第二十五条</u>、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>学校教育法施行規則第 25 条(出席簿) 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。</p>	<p>学校教育法施行規則第 25 条(出席簿) 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。</p>
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ● 特定教育・保育の提供に当たって、当 		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>● 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に</p>		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>● 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ること。</p>		
施設型給付費等の額に係る通知等	○特定教育・保育施設は、法定代理受理により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。		
特定教育・保育の取扱方針	● 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	<p>学校教育法第25条(保育内容) 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章 第1(教育及び保育の基本) 乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわ</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>① 幼保連携型認定こども園 幼稚園教育・保育要領 連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）</p> <p>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>幼稚園教育要領第1章 第1(幼稚園教育の基本)</p> <p>幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すね</p>	<p>たる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。</p> <p>このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。</p> <p>(1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>らいが総合的に達成されるようにすること。</p> <p>3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p> <p>その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</p>	<p>の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。</p> <p>(2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。</p> <p>(3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。</p> <p>(4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、保育</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			<p>教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。</p>
<p>特定教育・保育に関する評価等</p>	<p>○ 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>★関係者評価 2 園実施、第三者評価なし 学校教育法第 28 条(準用規定) 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。 学校教育法第 42 条(学校の評価) 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要</p>	<p>新認定こども園法第 23 条(運営の状況に関する評価等) 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>幼稚園教育要領第3章 第1 1(2)ウ</p> <p>幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p>その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p>	<p>新認定こども園法施行規則第 24 条(法第二十三条の規定による評価の方法)</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>新認定こども園法施行規則第 25 条(法第二十三条の規定による評価の方法)</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第 17 条(管理運営等) 7</p> <p>認定こども園は、自己又は外部による子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			に努めるものとする。
相談及び援助	<p>○ 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</p>	<p>教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p> <p>学校教育法第24条(教育の支援) 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。</p> <p>幼稚園教育要領第3章 第1 1(8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるように</p>	<p>幼保こども園基準第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに<u>第三十六条</u>の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条(保護者との連絡) 保育所の長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>すること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。</p>	
緊急時等の対応	<p>○ 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章 第3 5 ウ疾病等への対応 (ア) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
支給認定保護者に関する市町村への通知	<p>○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して市町村に通知しなければならない。</p>		
運営規程	<p>○ 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥ 認定区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p>	<p>★園則</p> <p>学校教育法施行規則第3条(学校の設置認可の申請又は届出)</p> <p>学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p>	<p>新認定こども園法施行規則第15条(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 所在地</p> <p>四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の運営に関</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	四 学則 五 経費の見積り及び維持方法 六 開設の時期 学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項) 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 二 部科及び課程の組織に関する事項 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 五 収容定員及び職員組織に関する事項 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 八 賞罰に関する事項 九 寄宿舎に関する事項	する規程（第三項及び次条において「園則」という。） 六 経費の見積り及び維持方法 七 開設の時期 新認定こども園法施行規則第16条(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項) 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 四 利用定員及び職員組織に関する事項 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 六 保育料その他の費用徴収に関する事項 七 その他施設の管理についての重要事

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			項
勤務体制の確保等	<p>○ 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>★一部の園で定め有り</p> <p>★研修 全園実施</p> <p>教育基本法第9条(教員)</p> <p>法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>	<p>幼保こども園基準第 13 条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、<u>第七条の二</u>、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 7 条の2(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、その資</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			<p>質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例第9条(保育者の資質向上等)</p> <p>認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図るものでなければならない。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第 15 条(保育者の資質の向上等)</p> <p>条例第九条の規定により子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図るために留意すべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 子どもの教育及び保育に従事する者自らが、その資質向上に努めることができるよう配慮すること。</p> <p>二 日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保するため、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置などの様々な工夫を行うこと。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			<p>三 幼稚園教諭免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。</p> <p>四 認定こども園の長を含めた職員に対する研修について、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成及び実施するとともに、当該研修の機会の確保を図るため、勤務体制等に配慮すること。</p> <p>五 認定こども園の長に対して、教育及び保育の提供並びに子育て支援事業を実施する機能が総合的に発揮される管理運営を行う能力、地域の人材及び様々な資源を認定こども園のために活用していく能力等の向上を図ること。</p>
定員の遵守	○ 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	★認可定員を超えた実態あり	
掲示	○ 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>		
<p>支給認定子どもを平等に取り扱う原則</p>	<p>● 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>		<p>幼保こども園基準第 13 条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、<u>第九条</u>から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条(園児を平等に取り扱う原則) 児童福祉施設においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 		<p>幼保こども園基準第 13 条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、<u>第九条から第九条の三</u>まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2(虐待等の禁止)</p> <p>児童福祉施設の職員は、園児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身 	<p>学校教育法第 11 条(児童、生徒等の懲戒)</p> <p>校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えること</p>	<p>幼保こども園基準第 13 条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、<u>第九条から第九条の三</u>まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</p>	<p>はできない。</p> <p>学校教育法施行規則第 26 条(懲戒)</p> <p>校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p> <p>一 性行不良で改善の見込がないと認められる者</p> <p>二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者</p> <p>三 正当の理由がなくて出席常でない者</p> <p>四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生</p>	<p>第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>園長は、法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児等の福祉のために必要な措置を採るときは、体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		徒としての本分に反した者 ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。	
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 ● 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。 		幼保こども園基準第 13 条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、 <u>第十四条の二</u> 、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条の2(秘密保持等) 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがな

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
情報の提供等	<p>○ 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>学校教育法第 43 条(情報提供)準用規定 幼稚園は、当該幼稚園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>幼稚園教育要領第3章 第2 1(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。</p>	<p>いよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>新認定こども園法第 24 条(運営の状況に関する情報の提供) 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第 17 条(管理運営等) 4 認定こども園は、施設の概要、教育及び保育並びに子育て支援事業の概要、運営方針、財務状況、利用料（学校教育法施行規則第四条第一項第七号に規定する費用、法第十三条第四項の保育料、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の五第四号に規定する額等の認</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			定こども園の利用に係る利用料金をいう。)、職員配置、定員の空き状況等当該認定こども園の情報について、保育を行う施設に係る保護者の適切な選択に資するよう、情報の開示に努めるものとする。
利益供与等の禁止	○ 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		
苦情解決	○ 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○ 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要	★一部の園で有り	幼保こども園基準第 13 条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、 <u>第十四条の三第一項、第三項及び第四項</u> 、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条の3(苦情への対応)

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>な改善を行うこと。</p>		<p>第1項 児童福祉施設は、その行った教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第3項 児童福祉施設は、その行った教育及び保育並びに子育て支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>第4項 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
地域との連携等	<p>○ 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p> <p>学校教育法第43条(情報提供)準用規定 幼稚園は、当該幼稚園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>学校保健安全法第30条(地域の関係機関等との連携) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連</p>	<p>新認定こども園法第24条(運営の状況に関する情報の提供) 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>携を図るよう努めるものとする。</p> <p>幼稚園教育要領第3章 第2 2</p> <p>幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</p> 	
<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>● 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</p> <p>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知</p>	<p>★①指針 一部の園で有り</p> <p>★②委員会 一部の園で有り</p> <p>★③事故記録・研修 全園実施</p> <p>学校保健安全法第 26 条(学校安全に関する学校の設置者の責務)</p> <p>学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」とい</p>	<p>新認定こども園法第 27 条(学校保健安全法の準用)</p> <p>学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号) 第三条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで、第二十三条及び<u>第二十六条から第三十条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</u></p> <p>学校保健安全法第 26 条(学校安全に関する学校の設置者の責務)</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>徹底する体制を整備すること</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ● 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ● 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。 	<p>う。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>学校保健安全法第 27 条(学校安全計画の策定等)</p> <p>学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>学校保健安全法第 29 条(危険等発生時対処要領の作成等)</p> <p>学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がと</p>	<p>学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>学校保健安全法第 27 条(学校安全計画の策定等)</p> <p>学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>学校保健安全法第 29 条(危険等発生時対</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。</p>	<p>処要領の作成等)</p> <p>学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。</p> <p>◆東京都認定こども園の認定要件に関する 条例 11 条(管理運営等) 3</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
			認定こども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を備えなければならない。
会計の区分	○ 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。		
記録の整備	○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	<p>★全園実施</p> <p>学校教育法施行規則第28条(表簿)</p> <p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <p>一 学校に関係のある法令</p> <p>二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</p> <p>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</p> <p>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>五 入学者の選抜及び成績考査に関する</p>	<p>新認定こども園法施行規則第26条(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p> <p>学校教育法施行規則第28条(表簿)</p> <p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <p>一 学校に関係のある法令</p> <p>二 学則、日課表、教科用図書配当表、学</p>

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
		<p>表簿</p> <p>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</p> <p>七 往復文書処理簿</p> <p>② 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。</p> <p>③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。</p>	<p>校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</p> <p>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</p> <p>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</p> <p>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</p> <p>七 往復文書処理簿</p> <p>② 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。</p>
(3) 特例施設型給付に関する基準			
特別利用保育の基準	<p>● 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道</p>		

項目	国基準概要	私立幼稚園の現状と関係法令	幼保連携認定こども園の認可基準等
	<p>府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 		
特別利用教育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。 ● 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 		